

壱岐市農業委員会定例会（令和２年１０月）

議 事 録

1. 開催日時 令和２年１０月２３日（金） 午前９時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 ２階 第４会議室
3. 出席委員 ・・・・農業委員会長 外 農業委員 １８名
4. 欠席委員 無
5. 事務局職員 事務局長 ・・・・ 係長 ・・・・ 主事 ・・・・
6. 議事日程
 - 第１．議事録署名委員の指名 ・・・・委員 ・・・・委員
 - 第２．議案第５１号 農地法第３条の規定による許可申請について
 - 議案第５２号 農地法第５条の規定による許可申請について
 - 議案第５３号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について
 - 議案第５４号 令和２年度農用地利用集積計画の承認について（第４回）
 - 議案第５５号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第５６号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について
7. 報告事項 農業用施設等届出書について
8. その他

事務局 皆さん改めましてお早うございます。

先月は農業会議主催によります研修会に、ご参加頂きましてありがとうございます。

定刻前ではありますけども、皆さんお揃いでありますので、只今より令和２年１０月の農業委員会の総会を開催致します。

本日の出席委員は１９名中１９名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、これより議事に入ります。まず日程第１の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第１８条第２項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょう

か。【はいの声あり】

本日の議事録署名委員は、・・委員、・・委員をお願いを致したいと思います。
よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

20番 土地の所在

芦辺町箱崎大左右触	字吹坂	・・・・・	地目	田	面積	1, 4 1 6 m ²
同じく		・・・・・	地目	田	面積	1, 3 4 8 m ²
同じく		・・・・・	地目	田	面積	1, 6 9 0 m ²
同じく		・・・・・	地目	田	面積	6 6 7 m ²
芦辺町箱崎中山触	字前田	・・・・・	地目	田	面積	6 3 0 m ²
同じく		・・・・・	地目	田	面積	6 7 7 m ²
同じく		・・・・・	地目	田	面積	1, 3 0 5 m ²
同じく		・・・・・	地目	畑	面積	6 2 5 m ²
同じく		・・・・・	地目	畑	面積	1 9 m ²
同じく		・・・・・	地目	畑	面積	1, 2 0 8 m ²
田が7筆で7, 7 3 3 m ² 畑が3筆で1, 8 5 2 m ² 計10筆で9, 5 8 5 m ²						

譲渡人 ・・・・・

譲受人 ・・・・・

経営地は、田が10, 7 7 5 m²、畑が1, 8 5 2 m²、計12, 6 2 7 m²です。

申請理由

譲渡人 後継者へ生前贈与する。

譲受人 受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

審査基準の各号の「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稲・野菜の作付けです。農機具は管理機、トラクター、コンバイン、ユンボ、軽トラを所有してあります。田植えは委託をされてあります。農作業暦は本人20年です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農地所有適格化法人要件」、譲受人は個人であり、適用はありません。

「信託要件」、信託でないので適用はありません。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超えております。

「転貸禁止要件」、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には当たりません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今までどおりですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。10月20日に・・・委員さんと現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。担当の・・・でございます。内容的には今、事務局が申しました通りで別にございませんけど、息子さんは、皆様方がご存知の様に機械銀行の100馬力のオペレータでございます。親父さんとは一寸違って温厚で前進バックだけでの田も嫌わずに入ります。そういう方でございます。農業には非常に熱心でありますので、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第51号20番は決定いたします。

続きまして、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、2頁をお願いします。

議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

7番 土地の所在

芦辺町諸吉南触 字平毛 …… 台帳地目 田 現況地目 雑種地 面積 696㎡

転用目的 大工作業場及び倉庫

譲渡人 ……

譲受人 ……

申請理由 申請地を平成24年9月頃から転用許可を受けずに大工の作業場及び倉庫として利用しているため、今回追認許可を申請します。というものです。権利の設定内容は、贈与です。

農用地区域除外は県の同意を得て、令和2年10月2日に完了をいたしております。

農地の分類は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地であります。例外許可規定では居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（住宅、店舗、事務所、作業場等）。となっております。

この案件は、・・・さんが大工作業場及び倉庫として利用しているという事がありますので、例外規定に該当すると判断を致しております。

位置図、写真、配置図は3頁から5頁です。違反転用の案件でありまして、違反転用事案報告書を県の農地利活用推進室へ提出しました所、令和2年5月14日付け、2農地活第1786号で長崎県農地転用指針の「処分等の判断基準」に基づき、総合的に判断した結果、追認許可相当と判断したという通知がきておりますので、申し添えておきます。違反転用事案報告の折（令和2年4月21日）に、・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。地区担当の・・・です。この件は3回目となっております。只今、事務局から説明があった通りです。

違反転用報告時及び農業振興地域内農用地区域の除外時にご審議を頂いておりました。どうぞ皆さんよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第52号7番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第53号「杵岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、6頁をお願いします。

議案第53号「杵岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

5番 土地の所在、

芦辺町諸吉二亦触 字寒之木 ……の一部 台帳地目 畑 現況地目
宅地 面積 1,821㎡のうち84㎡

除外目的、宅地用地

申請人 ……

申請理由、新居を建設するにあたり、令和2年4月頃に隣接する宅地の古い家屋を解体した際に、申請地を畑とは知らずに誤って敷地造成を行った。違反

転用連絡後、追認許可相当との連絡を受けたので、改めて申請します。というものです。位置図、写真、配置図は7頁から9頁です。

令和2年8月24日付け、2農地活第1287号で追認許可相当と判断した旨の通知がきておりますので、申し添えておきます。

10月20日に・・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員

議長。

議長

はい、・・・委員。

・・・委員

はい、地区担当の・・・です。只今、事務局の説明の通り本人立ち会いの下、10月20日に現地を確認致しました。

隠居を取り壊して、新たに家を建てる為に造成した所、農地である事が判明したために今回除外申請をお願いしたいという事でありました。

周辺農地には影響がないようでありましたので、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第53号5番は意見を付して回答致します。

続きまして、議案第54号「令和2年度 農用地利用集積計画の承認について（第4回）」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、10頁をお願いします。

議案第54号「令和2年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度4回目です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

今回、利用権設定の件数は46件、借手が37人、貸手が45人です。

田が74筆で86,799㎡、畑が42筆で52,533㎡、合計が116筆で139,332㎡となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきましては、ご承認を頂きたいと思っております。内容につきましては、11頁～14頁に掲載を致しております。

よろしくお願い致します。

議長

はい、以上の説明でございますけど、この件につきましては、よろしいでしょうか。【はいの声あり】それではご異議ないようですので、議案第54号も決定致します。

続きまして、議案第55号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と議案第56号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括上程い

たしたいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、それでは、15頁をお願い致します。

議案第55号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。

16頁～25頁の令和2年10月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度15頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定の5年間の田（更新）が24筆で27,298㎡、畑（更新）が2筆で1,066㎡、10年間の田（更新）が117筆で180,157㎡、畑（更新）が6筆で5,593㎡、20年間の田の（更新）が3筆で1,877㎡賃貸借権設定の合計が152筆で215,991㎡です。

使用貸借権設定の5年間の田の（更新）が32筆で24,482㎡、畑の（更新）が5筆で1,417㎡、10年間の田の（更新）が1筆で2,740㎡使用貸借権設定合計が38筆で28,639㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、26頁をお願い致します。議案第56号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。27頁～36頁の令和2年10月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度26頁をお願い致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画（案）は、議案第55号で説明致しました通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第55号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画（案）の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定めて、県知事が利用配分計画を認可し、公告することによりまして、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、この件につきまして、何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第55号と議案第56号は決定いたします。

続きまして、報告事項 農業用施設等届出申請について 事務局の報告をお願いします。

事務局 はい、３７頁をお願いします。

報告事項、「農業用施設等届出申請について」、農業用施設等届出書が次のとおり提出されましたので報告いたします。

４番、土地の所在

芦辺町諸吉本村触 字戀田 ・ ・ ・ ・ ・ の一部 地目 畑 面積 ２４９㎡のうち１２７㎡

転用目的 農業用倉庫

申請人 ・ ・ ・ ・ ・

申請理由 申請地に農業用倉庫を建設し利用したいので申請します。ということです。

令和２年１０月５日に用途区分の変更が県の同意を得て完了をいたしております。

位置図、写真、配置図は３８頁～４０頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長 はい、報告事項でございますので、よろしゅうございますか。

（はいの声あり）

議長 皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。